

委員提出資料 意見書

- 1 . 第 15 回中環審および産構審合同会合における取りまとめ案（「プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方について」）に関する意見書
（占部委員、大垣委員） ... 1
- 2 . プラスチック製容器包装に係わる再商品化手法及び入札制度に係わる取りまとめについて
（今泉委員） ... 4
- 3 . プラスチック製容器包装に係る再商品化制度に関する要望書
（勝浦委員、河合委員） ... 6
- 4 . プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方に関する要望書
（花澤委員） ... 18

平成 22 年 8 月 2 日

産業構造審議会 環境部会 廃棄物・リサイクル小委員会 容器包装リサイクル
WG プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会 /
中央環境審議会 廃棄物・リサイクル部会 プラスチック製容器包装に係る再商品化手
法専門委員会 合同会合における意見書の提出について

上記 合同会合
委員 占部 教之
委員 大垣 陽二

合同会合での再商品化手法の評価と取扱いの方向性等に関するとりまとめに際し、
合同会合委員として意見を申し述べたいと存じます。趣旨につきましては、別紙のとおり
であります。

以上

第 15 回中環審および産構審合同会合におけるとりまとめ案(「プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方について」)に関する意見書

平成 22 年 8 月 2 日

社団法人 日本鉄鋼連盟

環境・エネルギー政策委員会

委員長 関 田 貴 司

平成 22 年 7 月 20 日開催の第 15 回中環審および産構審合同会合における事務局提出の標記とりまとめ案に対し、下記の通り意見を申し述べます。

記

1. 上記合同会合における「プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方について」(資料4)の「(2)材料リサイクル手法の優先的取扱いの在り方」において、「**現行の取扱いを積極的に肯定する結果は得られていないものの直ちに否定するほどのものではない。従って、材料リサイクル手法の優先的取扱いという従来の施策を廃止すると結論付けるに十分な材料が現時点で得られているとは言い難いことから、当面、材料リサイクル手法の優先的取扱いは継続することとする**」について

下記に挙げる理由により、優先的取扱いについては「**現行の取扱いを肯定する結果が得られていない**」以上、すなわち、優先の根拠が明確でない以上、優先施策継続の必要性は挙証できておらず、優先は撤廃すべきである。仮に即座に撤廃することが困難で暫定的に継続するのであれば、その間の優先枠の比率減少および撤廃に向けた具体的スケジュール等について委員の合意が得られるよう、引き続き継続して検討すべきである。

第 1 回合同会合(平成 22 年 2 月 19 日開催)において、「**本年夏までに方向性を取りまとめる事項**」として「**材料リサイクル手法の評価、課題**」・**一定の条件のもとでは、他の手法に比べて、環境負荷、資源節減性等の面で優れているかどうか**」とし、優先的取扱いの在り方の検討にあたっては、その科学的根拠を明確にする方針であったこと

優先的取扱いを開始した平成 12 年当初は、材料リサイクル事業者の再商品化能力が僅少で振興の意味合いもあったところ、平成 18 年頃より材料リサイクルの能力急増が既に問題となっている。事実、国もその点に問題意識を持って多様な再商品化手法のバランスのとれた組み合わせを維持する観点から、材料リサイクルの能力に係数を乗じて能力調整して材料リサイクルの優先入札を一定程度抑えるといった緊急避難措置や材料優先枠の設定を行ってきたところであり、優先的取扱いを導入した当初とは政策を取り巻く環境が大幅に変化していること

現在の優先的取扱いは、入札制度という本来、競争的措置であるべき政策分野において、数量ベースで 5 割もの入札に関して、競争制限的な措置を行うものである。しかるに、材料リサイクル以外の方式を排除し、かつ落札価格が著しく高いために、特定事業者の費用負担を増大させ、最終的には消費者利益に反するものである。優先的取扱いを導入して約 10 年経過するが、材料リサイクルの能力はむしろ過剰ともなっており、現在の競争制限的な優先的取扱いは、本来限時的であるべきである。

したがって、現在の材料リサイクル優先という競争制限的な施策をさらに継続するというのであれば、国は合理的な根拠を明確にする責任がある。なお、7 月 20 日開催の合同会合における多数の委員の「材料優先の根拠の明確化」等の意見・要望を取りまとめるには当然反映すべきである。

2. 同資料4において「容器包装リサイクル法の次期見直しの際には、(中略)材料リサイクル手法の優先的取扱いが、(中略)関係者の十分な理解と納得を得ることができるような形で現行の取扱いを見直すべきである」について

前述のとおり合同会合の当初方針は優先的取扱いの在り方について、「**本年夏までに方向性を取りまとめる事項**」としてきたところである。今回の材料リサイクル優先の見直しは容リ法に定められた事項ではなく、次期容リ法改正とは連動するものではない。

仮に H23 年度の施策に反映できない場合でも、次期法改正まで結論をいわずに先延ばしにすることなく、これまでの検討の成果を踏まえて継続して検討を行い、早期に結論を得る努力を行うべきである。

また優先的取扱いを当面継続する場合においても H23 年度以降の優先枠の比率減少(現行 50%)について、引き続き審議すべきである。

以上

平成 22 年 8 月 2 日

産業構造審議会 環境部会 廃棄物・リサイクル小委員会 容器包装リサイクルWG プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会 /
中央環境審議会 廃棄物・リサイクル部会 プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会 合同会合 に対する意見書の提出について

上記合同会合
委員 今泉 洋

合同会合での再商品化手法の評価と取扱いの方向性等に関するとりまとめに際し、合同会合委員として意見を申し述べたいと存じます。趣旨につきましては、別紙のとおりであります。

以上

プラスチック製容器包装に係わる再商品化手法及び入札制度に係わる
取りまとめについて

平成 22 年 8 月 2 日
昭和電工株式会社
執行役員 / 化学品事業部長
岩崎 廣和

今回のとりまとめ（案）では、容器包装リサイクル法の優先的取扱いは、この制度本来の在り方として、‘プラスチック本来の性質に着目した原材料等としての利用を進めるべき’という方針の下で運用され現在に至っている。とされた。

その本来の性質に着目したとされるプラスチックとは、白色トレイのように単一素材化されたものをリユースに近い形でリサイクルすることによって循環の輪を継続していくことができることを理想として優先制度を設けたもの。

しかしながら、その他プラスチックは、自然物ではなく、その目的に応じて人為的に作られた化合物であり、3000を超えるとも言われる多様な機能を有した多様な材料、樹脂の複合体であるが故に、理想とされるリユースに近い形とはなっていない。優先制度開始以来10年が経過した今日では、その根拠となる元々の方針を変更すべきものと解するのが妥当と考えられる。

今回の審議会では、その方針そのものを含め、中長期的な課題を根本的に見直すことを目的としたものとされ、多くの関係者から注目を集め、期待された。

しかしながら、法改正まで先送りされた結論となっていることは、それぞれの関係先に対し、その方向性を明らかにすることなく運用が継続され、入札制度そのものの継続性という観点からもネガティブなものとなることが懸念される。

そのため、今回の審議会での答申には、法改正での審議に当たっては、材料リサイクル手法のみを優先する制度を抜本的に見直す必要があることを明記するようお願いする。

以 上

平成 22 年 8 月 2 日

産業構造審議会環境部会
廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルWG
プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会
及び
中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会
プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会
合同会合 御中

上記合同会合
委員 河合義雄
委員 勝浦嗣夫

合同会合での『プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方に係る
取りまとめ(案)』に対し、合同会合委員として意見を申し述べさせていただきます。
趣旨は別紙の通りであります。

以上

プラスチック製容器包装に係る再商品化制度に関する要望書

プラスチック容器包装リサイクル推進協議会
日本プラスチック工業連盟

容器包装リサイクル法は、施行後 10 年が経過し市民生活にも定着し P E T ボトルが有償になるなど一定の成果を上げていることは異論のないところであります。しかし、今回議論を行っているプラスチック容器包装の再商品化手法の選択については、平成 11 年以来長年にわたって議論を進めてきましたが、いまだに関係者全体の合意を得るに至っておりません。

材料リサイクルを優先するという方針の下、特定事業者は長年にわたり他の再商品化手法を選択することに比し、過大な負担を強いられてまいりました。今回の作業チームに於ける環境負荷低減効果の評価や資源代替性の評価を見ても、材料リサイクル手法優先を継続することを正当付けるだけの根拠が得られたとは考えられません。

そこで以下の通り要望いたします。

1．材料リサイクル手法の優先的取扱いを廃止すること

これまで材料リサイクル手法の再商品化を実施してきた事業者の経営に配慮して、廃止に至るまでの予定を明確にして、優先的取扱いを段階的に縮小することを要望いたします。

この要望が受け入れられず、材料リサイクル手法の優先をこのまま続けるのであれば、特定事業者が株主初めステークスホルダーへの説明責任を果たせるよう、その優先となる理由、根拠を具体的にお示しいただきたい。

2．R P F 等燃料化手法を早期に実施すること

緊急避難的、補完的手法とされている、R P F 等燃料化手法については、環境負荷低減と資源代替性、経済性からも他の手法に勝るとも劣らないものであり、早

期に実施に踏み切っていただくよう要望いたします。

3 . 容器包装以外のプラスチックのリサイクルは、容リ制度に含めるべきでないこと

容器包装以外も含めたプラスチック全体のリサイクルのあり方の議論については、現行の容リ法とは大きく性格の異なるものであり、容リ制度を審議する場とは別の新たな場で議論を行うことを要望いたします。

4 . その他

「プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方に係る取りまとめ（案）」についての詳細な意見は、別紙 2 のとおりであります。

以上

「プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度
の在り方に係る取りまとめ（案）」

6．今後のプラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方

に対する意見

平成 22 年 8 月 2 日

プラスチック容器包装リサイクル推進協議会

日 本 プ ラ ス チ ッ ク 工 業 連 盟

6. 今後のプラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方

1 から 5 で行ってきた、プラスチック製容器包装の再商品化及び入札制度の現状と課題の整理、容リ制度全体を高度化するために検討すべき措置の整理、再商品化手法の評価及び容器包装以外のプラスチックのリサイクルの在り方に係る整理を踏まえ、今後のプラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方について、現時点においては以下のとおり取りまとめることとする。

(1)再商品化手法の評価と取扱いの方向性

①材料リサイクル手法の優先的取扱いの考え方

材料リサイクル手法の優先的取扱いは、容リ制度の発足以来、この制度本来の在り方として、プラスチック本来の性質に着目した原材料等としての利用を進めるべきであるという方針を審議会において決定し、その方針の下で運用され現在に至っている。このようにして活用されてきた材料リサイクル手法は、容器包装由来のプラスチックがパレットから園芸用品に至るまで様々な形でプラスチック成形加工の現場に組み込まれ始めるなど着実に成果をあげてきたほか、材料リサイクル手法の落札単価の低減や、再商品化製品利用製品の機能・強度の改善等の技術の高度化といった状況もみられており、こうした成果は、 廃棄物の発生抑制 再使用 再生利用 熱回収という優先順位を定めた循環基本法の基本原則の考え方が具体化されたものであるとも言えることができる。

(コメント)再生利用には、材料リサイクルとともにケミカルリサイクルも含まれることは明らかであり、この文章は意味不明である。

(「再生利用」の定義については、「循環型社会形成推進基本法」の逐条解説書で、同法第 2 条第 6 項の解説に以下のように記されている。

本項は、循環的利用の一つの方法である「再生利用」を定義するものである。

「再生利用」は、循環資源の全部又は一部を原材料として利用することをいう。

具体的には、使用済PETボトルの繊維原料としての利用、廃プラスチックの高炉還元剤としての利用、廃家電製品からとりはずした鉄くずの製鉄原料としての利用、建設解体工事から得られるコンクリート塊の再生骨材の原料としての利用、食品廃棄物や家畜排せつ物の肥飼料やメタンガスの原料としての利用等が該当する。)

さらに、循環基本法第 7 条で、「循環資源の循環的な利用及び処分に当たっては、技術的及び経済的に可能な範囲で、かつ、次に定めるところによることが環境への負荷の低減にとって必要であることが最大限に考慮されることによって、これらが行われなければならない。この場合において、次に定めるところによらないことが環境への負荷の低

減にとって有効であると認められるときはこれによらないことが考慮されなければならない。」とあり、あくまでも環境負荷低減が優先されることになっている。

今般、この方針を検証するため、各再商品化手法を環境負荷低減と資源の有効利用、経済コスト、わかりやすさ等の観点に照らして評価したが、その結果を要約すると以下のとおりである。

②各再商品化手法の評価

（材料リサイクル手法の評価）

材料リサイクル手法は、環境負荷の低減と資源の有効利用の観点からみれば、ケミカルリサイクル手法と比べて現状で特段優れているとまでは言えないが、同等程度の効果はあげており、実現可能性を考慮に入れたより望ましい姿を考慮した評価の結果を踏まえると、市町村や特定事業者、市民等の協力により改善・発展する余地があると言える。

他方、経済コストの観点では、ケミカルリサイクル手法に比べて評価は低い。

また、材料リサイクル手法は、再商品化されたプラスチックが、運送用パレットの原材料として相応のシェアを獲得している他にプラスチック成型品材料の一部にも用いられているなど、プラスチックとして材料本来の性質を活用した再生利用として役立っており、分別排出を行う市民の理解・協力を得る上で重要となる消費者へのわかりやすさの点からの貢献も小さくないと考えられる。他方、再生されたプラスチック製品に日用品が少なく、役に立っているとの実感を得にくいとの指摘もある。

（コメント）現状の材料リサイクルの本質的な問題として、約半量は産業廃棄物になってしまう。この実態を知った消費者は材料リサイクルを支持しないという事実をどう評価しているのか。ここに述べている「わかりやすさ」は単なる説明のしやすさを言っているに過ぎない。国、自治体、事業者共に具体的事実に基づいた説明を行うことが必要である。

（ケミカルリサイクル手法の評価）

ケミカルリサイクル手法は、材料リサイクル手法と比較して現状でも熟度の高い技術であり、材料リサイクル手法と比較すれば低コストで、環境負荷低減と資源の有効利用の観点からの効果を確保できる。他方、消費者へのわかりやすさの点では、燃料利用との相違点のわかりにくさも含め一般に評価が低い。普及啓発次第で十分な理解を得ることも可能との指摘もある。ケミカルリサイクル手法には多様な個別手法があるが、これらの環境負荷低減等の効果は様々であり、多くの場合材料リサイクル手法を上回るが、材料リサイクル手法を下回る場合もある。

(燃料利用手法の評価)

緊急避難的な燃料利用については、環境負荷低減と資源の有効利用の観点からみると現行の材料・ケミカル両リサイクル手法に遜色ない評価結果が得られるが、評価の前提として、石炭代替の燃料としての利用が想定されているため、仮にプラスチック製容器包装の燃料利用量が増加して燃料利用需要量を満たし、石炭を代替している産業廃棄物由来のプラスチックを代替することとなった場合には、環境負荷の低減効果は小さくなり評価が低くなる。経済コストの観点でみると、材料リサイクル手法やケミカルリサイクル手法よりも評価が高くなると考えられるが、リサイクルではなく熱回収のために消費者等に多大の協力を求めることに對し理解が得にくいと考えられる点には留意が必要である。

(コメント) 上述のとおり、環境負荷の低減、資源代替性など具体的事実に基づいた説明を行えば消費者の理解は得られし、その努力を惜しんではない。

③材料リサイクル手法の優先的取扱いの在り方

上記評価結果を、現行の材料リサイクル手法の優先的取扱い方針に照らしてみると、こうした取扱いを積極的に肯定する結果は得られていない~~ものの~~、材料リサイクル手法の評価結果には更なる改善、発展の余地があることや、リサイクル手法間の比較にLCA分析を用いる場合には、前提条件の設定方法等に結果が大きく左右されること等も考慮~~すればしたとしても、その取扱いを直ちに廃止すると特定事業者の過大な負担を更に強いると~~結論付けるに十分な材料が、現時点で得られていると~~まで~~は言い難いことから、多様な再商品化手法のバランスの取れた組み合わせを維持するとの観点にもかんがみ、容り法の次期見直しまでの間、材料リサイクル手法の優先的取扱いは~~廃止に向け、段階的に縮小継続~~することとする。

(コメント) この再商品化コストの大半を負担する特定事業者の納得を得て、今後とも本制度を円滑に運営するためにも、合理的、具体的な説明がないまま、材料リサイクル手法優先を続けることは、容認しがたいところまで来ていることを、認識していただきたい。これまでの検討結果から言えば、優先的取扱いの廃止とすべきであるが、全体の合意が得られていないことから、段階的縮小としました。

~~更にもしながら~~、材料リサイクル手法は、制度発足以来様々な製品への利用が進み落札単価も~~ある程度~~低減傾向をみせてきたものの、未だ改善・発展の途上にあることもあり、現状のままでは優先的取扱いを~~廃止に向け、段階的に縮小していくことにしても~~、継続していくことに関係者の十分な理解と納得を得ることは困難であるなど、材料リサイクル手法の質を向上させるために取り組むべき課題が多く存在すること、また、プラスチック製容器包装リサイクル制度全体も多くの課題を依然として抱えて

いることも事実である。

このため、容り法の次期見直しまでに、優れた材料リサイクル事業者の育成や市町村の分別収集量の増加方策など、制度全体の質の向上を図りつつ材料リサイクル手法の質も向上する措置について、導入可能なものから順次その具体化を図り、その成果をフォローアップしていくとともに、引き続き残された中長期的な課題について議論を深めることが必要である。

その上で、容り法の次期見直しの際には、上記のフォローアップや中長期的な課題についての議論の結果に基づき、各リサイクル手法の再商品化製品やその利用製品に関する生産量、販売量、市場価格等の客観的データも整理した上で、環境負荷低減と資源の有効利用、経済コスト、わかりやすさ等の観点も踏まえ、材料リサイクル手法の優先的取扱いが、循環型社会構築の推進、社会全体のコストの低減、すべての関係者の協働といった容り法の趣旨・目的の背景となっている考え方に照らして、現行の取扱いが関係者の十分な理解と納得を得ることができるかどうか、以下に述べる燃料利用の在り方とともに検討を行い、その結果に応じて、プラスチック製容器包装の再商品化手法の在り方を収集方法も含め根本から再検討すべきである。

燃料利用については、同手法の導入当初に想定されていた、材料・ケミカル両リサイクル手法では容器包装プラスチックの全量が処理しきれない事態が生じる恐れが当面見込まれない中で、敢えて循環基本法の中で再生利用（リサイクル）より優先度が低い熱回収（サーマルリカバリー）を導入することは、現に機能している材料・ケミカル両リサイクル手法を経済コスト面から事実上廃止に導きかねないおそれがあることに留意が必要である。また、単に熱回収のためだけであれば、そもそも分別の手間や経済コストをかけて容り法の下でリサイクルしなくても、可燃ごみとともに収集して廃棄物処理施設で熱回収をすれば効率の面では劣るもののそれでも十分ではないかとの批判がなされることも考えられる。このため、容り法の次期見直しまでの間は現状の取扱いを継続し、緊急避難的でない燃料利用の導入については、こうした点も踏まえつつ、まずは現状を把握して課題の整理等を行った上で、十分に議論をしていくことが必要である。

なお、一部のケミカルリサイクル手法について、燃料利用との比較でその位置付けに議論があったが、高炉還元剤化法は微粉炭等を代替する容器包装プラスチックが鉄鉱石中の酸素を奪うための化学原料として用いられており燃料利用と区別して扱うことでよいと考えられるものの、油化やガス化のうち生成された油やガスをそのまま燃焼させているものについては燃料利用と同等に扱うことが適当であるとも考えられるところ、この点についても容り法の次期見直しの際に最終的な結論が得られるよう、十分に議論をしていくことが必要である。

（コメント） 本来の材料リサイクルを行うためには、収集時点で単一材質ごとに集めることが必要であり、また、熱回収行うのであれば、廃棄物発電・地域冷暖房など

の温暖化対策との整合性も含め、システム全体の見直しが不可欠と考えます。

(2)当面の課題と今後のプラスチックリサイクルの在り方

容り法の次期見直しまでの間に、下記 から までに掲げる事項について検討を重ね可能なものから順次導入を図り、それを踏まえ に掲げる事項についても整理を行うべきである。

①平成23年度以降の入札に反映させるべき措置

可能な限り平成 23 年度から入札制度について以下のような措置を講じていく方向で作業を進めるべきである。

a) 優先的取扱いにおける上限の設定

容り法の次期見直しの際に現行の取扱いを見直すことを前提に、引き続き、容り法の次期見直しまでの間は、材料リサイクル手法の優先的取扱いの総量に上限(優先枠)を設けることとし、その量を順次縮小することとし、市町村申込み量の~~50~~平成 23 年度は、40 %とする。

(コメント) 次期見直しまでの間に、無駄な投資が行われないよう、優先枠の縮小を明示していただきたい。

b) 優先枠の運営における総合的な評価の深化

優先枠の設定を通じて競争的環境が導入されることにより再商品化の質の向上がおろそかになることを防ぐなど、適正な再商品化の取組を確保するために導入した総合的な評価については、当面の設備投資は回避しつつ基本的な構造は維持しつつも、優先事業者間の取組の差が評価結果により明確に反映され、優良な事業者の育成につながるよう、取組の有無の評価から取組内容の程度の評価へ深化するなど、評価方法の一層の定量化を図ることとする。また、平成 22 年度入札で実施しなかった異物、汚れ等の除去割合や利用先名公表については、優先事業者の取組実態や評価方法を把握・整理した上で、評価項目として早期導入を目指す。

総合的な評価の結果が相対的に高い優先事業者が、他の優先事業者に対し入札競争上有利に働く現行の措置については、その反映の程度をより強くするとともに、平成 22 年度入札時に導入した優先枠設定に係る激変緩和措置は廃止する。

(コメント) 質の向上は、ハードウェアによるのではなく、管理方法など、ソフト

ウエアの改善によることを明示していただきたい。

c) 材料リサイクル手法に適したベール選択の容易化

ベール品質の影響を受けやすい材料リサイクル手法を用いる優先事業者において、同手法に適したベールが可能な限り処理されるよう、容リ協会が従来から公表しているベール品質表示に新たな項目を追加すること等により、全入札者が入札時の判断をより適切に行えるように工夫する。

d) 入札上限価格の見直し

リサイクルシステムの効率化を図りつつも、材料リサイクル手法のより一層の高度化を図るため、入札上限価格が異常値排除としての本来の役割を果たすよう仕組みを見直す。

②措置・仕組みの導入に向け更に検討が必要な事項

これまでの議論を踏まえ、プラスチック製容器包装リサイクル全体の質の向上を図りつつ、材料リサイクル手法の質を向上させるために取り組むべき課題に対応するため、以下のような措置・仕組みの導入に向け、検討を進めるべきである。

e) 関係者間の対話を通じた環境配慮設計・見える化の推進

容器包装の製造時の環境配慮設計と分別排出・収集を容易にする表示の工夫を進めることが可能かどうか検証するため、まずは、これらの課題について特定事業者、再商品化事業者、再商品化製品利用事業者、市民、市町村等の関係者が個別具体の事例を元に意見を整理する場を容リ協会が設けることとする。

f) 再商品化製品利用製品の販路の拡大

再商品化製品利用製品の需要拡大が再商品化事業者のコスト構造を改善し、ひいては容リ制度全体の効率性の改善につながることから、グリーン購入法への再商品化製品利用製品の積極的な導入、制度関係者での積極的な利用促進や材料リサイクル製品のニーズの調査など、上記議論の場も活用しつつ、具体的な措置を検討する。

g) 市町村におけるプラスチック製容器包装の分別収集量の増加方策

容器包装プラスチックの一層の分別の徹底や、容リ法未参加自治体の参加を促すな

ど、収集量増加に向けた方策等可能なものについては速やかに検討に着手し導入をしていく。また、市民の更なる理解を得ていくことが重要であることにも鑑み、容リ制度で併せて再生利用することに適した容器包装以外のプラスチックを容リ制度で一括して収集する仕組み等、容リ制度の対象範囲についても、リサイクル費用の在り方も含め、引き続き検討していく。

h) 市町村によるリサイクル手法の選択

市町村による質の高い分別収集を促進するという方針と整合性のとれた形で、市町村が再商品化手法を選択できる仕組みの導入が可能か検討する。

i) 地域循環への配慮

再商品化事業者の入札結果の決定にあたり、事業者の活動を著しく阻害することや社会的コストが著しく増加することがないよう留意しつつ、各地域の分別基準適合物が当該地域から極端に離れた場所で処理されることがないよう配慮する仕組みの導入が可能か検討する。

j) 複数年契約

リサイクルシステムの効率性や公平性、安定性を維持しつつ、分別収集の高度化、リサイクルの質の向上、リサイクル事業者の経営と設備の高度化等を進める観点から複数年契約の仕組みが有意義かどうか、また、実際に導入可能かどうかを検討する。

③施策の方向性も含め今後更に検討が必要な事項

容リ法の次期見直しの際に行う根本からの再検討が十分なものとなるよう、以下の中長期的な課題について議論を深め、検討を進めるべきである。

k) システム全体の効率性の向上

リサイクルシステムの高度化を維持しつつ、システム全体の効率性が改善されるよう、リサイクルの質の向上のための技術開発を始め、どのような工夫が導入可能かどうか調査を進め、論点を整理する。

l) RPF 等の燃料利用の実態把握

容リ法の次期見直しの際に、緊急避難・補完的でない燃料利用の導入の是非につい

て十分な議論ができるよう、まずは、RPF 等の燃料利用の実態を把握し、課題を整理する。また、データを収集するため、プラスチック製容器包装を原料とした RPF 等の実証試験を一定量平成 23 年度から実施する。

(コメント) 次期見直し議論に間に合うように、実証データを取得する必要があると考えます。

④容器包装以外も含めたプラスチック全体のリサイクルの在り方について

プラスチック全体のリサイクルの在り方については、容器包装以外も含めたプラスチック全体の処理の現状と課題の整理を別途議論している体制と連携を保ちつつ、~~プラスチック全体のリサイクルの在り方について、~~容リ制度を審議する場とは別の場で、容リ法の次期見直しまでに一定の整理を行う。

(コメント) プラスチック全体のリサイクルを議論するのであれば、関係者は、容リ法とは大きく異なるので、まったく別の議論の場を立ち上げる必要があります。

以上

平成 22 年 8 月 2 日

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会
プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会
及び

産業構造審議会環境部会
廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルWG
プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会
合同会合御中

上記合同会合
委員 花澤達夫

合同会合の『プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方に係る取りまとめ(案)』に対し、合同会合委員として意見を申し述べたいと存じます。趣旨につきましては別紙のとおりであります。

以上

プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方に関する要望書

財団法人食品産業センター

食品産業界は、容器包装リサイクル制度（以下「容リ制度」という。）の発足以来、最優先課題の一つとして、食品容器包装の排出抑制に取り組むとともに、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に容器包装廃棄物の再商品化を委託し、その円滑なリサイクルの実現に寄与してきたところであります。

また、環境問題に関する啓発活動等、食品企業に課せられた社会的責任を果たし、循環型社会の形成に貢献してまいりました。

周知のように、容リ制度において再商品化義務を負っているのは、特定事業者であり、再商品化のあり方については、特定事業者の意向が適切に反映されることが円滑な制度運営を確保する上で、重要であると考えます。

今回、議論を行っているプラスチック製容器包装の再商品化手法については、平成12年度以来、材料リサイクルを優先して取り扱うという国の方針の下、特定事業者は長年にわたり、他の再商品化手法を選択することに比べ過大な負担を強いられてまいりました。

このプラスチック製容器包装の再商品化手法の在り方については、機会があるごとに、環境負荷の低減、資源の有効利用及び社会コストの観点から、材料リサイクル手法の優先的取扱いを含め、見直しすることを要請してまいりました。

今回の作業チームにおける環境負荷の低減と資源の有効利用の評価に照らしても、材料リサイクル手法を優先することを正当付けるだけの根拠が得られたとは考えられません。

そこで、次のとおり要望いたします。

1. 材料リサイクル手法の優先的取扱いは廃止すること

現在まで材料リサイクルを実施してきた事業者の経営に配慮して、廃止に至るまでの予定を明らかにして、優先的取扱いを段階的に縮小することを要望します。

合理的根拠、納得できる説明もなく、材料リサイクル手法の優先的取扱いを継続することとすれば、容リ制度に対する特定事業者の信頼を大きく損なうとともに、他の手法との公平性の観点からも問題があります。容リ

制度の健全な運営に大きな支障を生ずることが強く懸念されます。

2．サーマルリカバリーの条件を緩和すること

現在、緊急避難的、補完的手法として限定されている R P F 利用等のサーマルリカバリー（熱回収）については、この限定を速やかに撤廃するよう要望いたします。

燃料利用手法の今回の評価においても、環境負荷低減と資源の有効利用の観点からみると現行の材料・ケミカル両リサイクル手法に遜色ない評価結果が得られるとともに、経済コストの観点でみると両手法よりも評価が高くなると考えられるとされています。

3．製品プラスチックのリサイクルは容リ制度に含めるべきでないこと

容器包装以外も含めたプラスチック全体のリサイクルの在り方についての議論は、容リ制度の枠組みを大きく越える性格のものなので、容リ制度を審議する場とは別の場で議論を行う必要があると考えます。

4．その他

「プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方に係る取りまとめ（案）」についての詳細な意見は、別紙 2 のとおりであります。

以上

「プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の 在り方に係る取りまとめ(案)」

6. 今後のプラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方

に対する意見

平成22年8月2日

財団法人 食品産業センター

6. 今後のプラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方

1 から 5 で行ってきた、プラスチック製容器包装の再商品化及び入札制度の現状と課題の整理、容リ制度全体を高度化するために検討すべき措置の整理、再商品化手法の評価及び容器包装以外のプラスチックのリサイクルの在り方に係る整理を踏まえ、今後のプラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方について、現時点においては以下のとおり取りまとめることとする。

(1)再商品化手法の評価と取扱いの方向性

①材料リサイクル手法の優先的取扱いの考え方

材料リサイクル手法の優先的取扱いは、容リ制度の発足以来、この制度本来の在り方として、プラスチック本来の性質に着目した原材料等としての利用を進めるべきであるという方針を審議会において決定し~~がなるべく望ましいことから~~⁽¹⁾、その方針の下で運用され~~10年間経過し~~⁽²⁾現在に至っている。このようにして活用されてきた材料リサイクル手法は~~10年間の~~⁽²⁾~~取扱いにより、特定事業者による再商品化費用の多大な負担を伴いつつ~~⁽³⁾、容器包装由来のプラスチックがパレットから園芸用品に至るまで様々な形でプラスチック成形加工の現場に組み込まれ始めるなど着実に~~の~~⁽⁴⁾成果をあげてきたほか、~~材料リサイクル手法の落札単価の低減や~~⁽⁵⁾再商品化製品利用製品の機能・強度の改善等の技術の高度化といった状況もみられており、こうした成果は、廃棄物の発生抑制 再使用 再生利用 熱回収という優先順位を定めた循環基本法の基本原則の考え方が具体化されたものであるとも言える。

今般、この方針を検証するため、各再商品化手法を環境負荷低減と資源の有効利用、経済コスト、~~わかりやすさ~~⁽⁶⁾等の観点に照らして評価したが、その結果を要約すると以下のとおりである。

(修正理由)

(1) 3 ページ及び「プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方に係る中間取りまとめ」(21 年 9 月) 2 ページの表現に合わせるべきと考えます。

平成 11 年 3 月の産業構造審議会において、客観的、科学的根拠が示されず、その後も明確な根拠が示されていないので、特定事業者は納得していません。

(2) この取扱いが長期間にわたっていることを明らかにしておくべきです。特に、成果を述べるのであれば当然ではないでしょうか。

(3) 材料リサイクル手法の優先的取扱いが 10 年間も継続できたのは、特定事業者の長期間にわたる莫大な負担があってはじめて可能であったことを明ら

かにして頂きたい。

- (4) 再商品化率(収率)が約50%と低く、また、再商品化製品の付加価値も低い(価格はトン当たり10円から2万円と極めて低い(資料「容器包装リサイクル10年目からの出発(平成19年10月、容リ協)」)状況であり、着実に成果を挙げているとはいえません。
- (5) 材料リサイクル手法の落札単価が低減したのは、上限価格を設定した18、19、20年度の3年間で、その後は20年度73,379円/トン、21年度77,725円、22年度74,498円と、低減しているとはいえません。
- (6) 環境負荷低減と資源の有効利用についてはLCA分析、経済コストについては入札価格の実績という客観的なデータに基づき評価、議論を行ってきたが、「わかりやすさ」については、十分な議論もなく、客観的なデータも不十分なので、従来から議論してきた3つの観点から評価すべきです。理解の内容と程度は啓発によって改善されるものであり、普及啓発のための努力こそが必要といえます。

②各再商品化手法の評価

(材料リサイクル手法の評価)

材料リサイクル手法は、環境負荷の低減と資源の有効利用の観点からみれば、ケミカルリサイクル手法と比べて現状で特段優れているとまでは言えないが、条件いかににより同等程度の効果はあげており、いるといえる⁽¹⁾。実現可能性を考慮に入れたより望ましい姿を考慮した評価の結果を踏まえると、市町村や特定事業者、市民等の協力により〇〇等⁽²⁾改善・発展する余地があると言える。

他方、経済コストの観点では、ケミカルリサイクル手法に比べて評価は低い。

また、材料リサイクル手法は、再商品化されたプラスチックが、運送用パレットの原材料として相応のシェアを獲得している他にプラスチック成型品材料の一部にも用いられているなど、プラスチックとして材料本来の性質を活用した再生利用として役立っており、分別排出を行う市民の理解・協力を得る上で重要となる消費者へのわかりやすさの点からの貢献も小さくないと考えられるいわれている。他方、収率が約50%と低いことへの疑問、再商品化製品利用製品の透明化が不十分であること⁽³⁾、再生されたプラスチック製品に日用品が少なく、役に立っているとの実感を得にくいとの指摘もある。

(修正理由)

- (1) 材料リサイクル事業者のうち比較的規模の大きい一部の事業者のデータに基づいている(第15回合同会合における石川委員の発言)。また、使用後製品の有効利用を考慮した場合には、材料リサイクルのCO2削減効果が向上し、ケミカルリサイクルと遜色ない数値となる(「容器包装リサイクルに伴う環境負荷等調査結果(暫定版)」11ページ)ことから、現行の材料リサイクル

全般の評価とすることはできないと思います。

(2) 容器のリデュースが優先するので、特定事業者の協力で改善する可能性はほとんど期待できません。また、今まで以上の社会的コストをかけずに改善・発展する可能性はあまりないと考えられます。次期容リ法見直しまでの間に十分な改善可能性があれば例示して下さい。

(3) 消費者が手間をかけて分別排出しても、収率が50%しかなく、リサイクル手法といえるのかという疑問の声を聞く。また、再商品化製品が最終的に何に利用されたか消費者に分からず、「容器包装リサイクルのフローの透明化等に関する検討会」が開催され、対応策が取りまとめられたが、未だ分かりにくさの解決は図られていません。

さらに、市町村を対象として21年度末に実施したアンケート調査で、リサイクル手法を市町村が選べるとしたら、どの手法を希望するかとの問において、材料リサイクルを選んだ市町村8.4%、ケミカルリサイクル8.0%と差がない結果となっている。この結果からも、材料リサイクルが「わかりやすさ」の点で特段優れているとはいえないのではないか。

(ケミカルリサイクル手法の評価)

ケミカルリサイクル手法は、材料リサイクル手法と比較して現状でも熟度の高い技術であり、材料リサイクル手法と比較すれば低コストで、環境負荷低減と資源の有効利用の観点からの効果を確保できる。他方、消費者へのわかりやすさの点では、燃料利用との相違点のわかりにくさも含め一般に評価が低い。普及啓発次第で十分な理解を得ることも可能との指摘もある。ケミカルリサイクル手法には多様な個別手法があるが、これらの環境負荷低減等の効果は様々であり、多くの場合材料リサイクル手法を上回るが⁽¹⁾、材料リサイクル手法を下回る場合もある。

(修正理由)

(1) 原案では、材料リサイクル手法に偏った見方をしているといわざるを得ません。作業チームの評価を踏まえ、客観的で公平な記述をお願いします。

(燃料利用手法の評価)

緊急避難的な燃料利用については、環境負荷低減と資源の有効利用の観点からみると現行の材料・ケミカル両リサイクル手法に遜色ない評価結果が得られる。が、評価の前提として、石炭代替の燃料としての利用が想定されているため、仮に燃料利用の量が増加し、石炭を代替している産業廃棄物由来のプラスチックを代替することとなった場合には、環境負荷の低減効果は小さくなり評価が低くなる。⁽¹⁾ 経済コストの観点でみると、材料リサイクル手法やケミカルリサイクル手法よりも評価が高くなると考えられるが、リサイクルではなく熱回収のために消費者等に多大の協力を求めることに対し理解が得にくいと考えられる点には留意が必要である。

(修正理由)

- (1) R P F は供給不足であり、また、容器包装プラスチックで代替された産業廃棄物由来のプラスチックは、他の利用先で石炭代替され、石炭代替が拡大することになると考えられる。したがって、環境負荷の低減効果が小さくなることはないと考えられるので、削除をお願いします。

③材料リサイクル手法の優先的取扱いの在り方

上記評価結果を、現行の材料リサイクル手法の優先的取扱い方針に照らしてみると、こうした取扱いを 10年間続けても⁽¹⁾ 積極的に肯定する結果は得られていないものの、材料リサイクル手法の評価結果には更なる改善、発展の余地がある と考えられている⁽²⁾ ことや、リサイクル手法間の比較に LCA 分析を用いる場合には、前提条件の設定方法等に結果が大きく左右されること等も 考慮すればあり、その取扱いを直ちに廃止すると結論付けるに十分な材料 までの関係者の合意⁽³⁾ が、現時点で得られているとまでは言い難いことから、多様な再商品化手法のバランスの取れた組み合わせを維持するとの観点にもかんがみ、容り法の次期見直しまでの間、材料リサイクル手法の優先的取扱いは 継続する廃止に向け、段階的に縮小していく⁽⁴⁾ こととする。

(修正理由)

- (1) 改善、発展が顕在化するまでには一定の期間を要するので、この取扱いが十分な期間実施されてきたか判断できるよう、実施期間を明記する必要があります。
- (2) 改善、発展の余地があると述べられた委員もありますが、特定事業者は、容器のリデュースが優先するので、特定事業者の協力で改善する可能性はほとんど期待できないと発言してきました。その点を踏まえた修正をお願いします。
- (3) 上記の評価結果からすれば、材料リサイクル手法の優先的取扱いは、「直ちに廃止すべき」又は「段階的に廃止すべき」と考えますが、残念ながら全体の合意を得られていないので、現状を客観的に述べるべきと考えます。
- (4) 材料リサイクル手法の優先的取扱いが継続する中で、近年、ケミカルリサイクル手法の処理能力が減少する一方で、材料リサイクル手法の処理能力が急速に伸びており、登録再生処理能力が市町村からの申込み量を大きく超えることとなった。この結果、多様な再商品化手法のバランスの取れた組合せを維持することが困難になってきた。

環境負荷低減と資源の有効利用の面で優位性が実証できず、経済コストで明らかに劣る材料リサイクル手法について、今回の合同会合でも優先的取扱いを継続する合理的根拠が示されなかった。不満を持ちながらも割高の再商品化委託料を負担している特定事業者は、今回の合同会合で合理的見解が示されるものと期待していた。合理的根拠、納得できる説明もなく、優先的取扱いを継続し、その付けを特定事業者に回すことは、容り法制度に対する特

定事業者の信頼を大きく損なうこととなります。また、他の手法との公平性の観点からも問題です。かたくなに材料リサイクル手法の優先的取扱いを継続するとすれば、容り法制度の健全な運営に大きな支障を生ずることが強く懸念されます。

したがって、特定事業者としては、終始、材料リサイクル手法の優先的取扱いを廃止することを述べてまいりました。「継続」を「廃止」に改めて頂きたいが、それがどうしても無理であるとするなら、「継続する」を「廃止」に向け、段階的に縮小していく」に改めて頂くことを強く要請いたします。

しかしながら、材料リサイクル手法は、制度発足以来様々な製品への利用が進み、~~落札単価も低減傾向をみせて~~⁽¹⁾んできたものの、未だ改善・発展の途上にあることもあり、現状のままでは優先的取扱いを廃止に向け、段階的に縮小するにしても⁽²⁾継続していくことに関係者の十分な理解と納得を得ることは困難であるなど、材料リサイクル手法の質を向上させるために取り組むべき課題が多く存在すること、また、プラスチック製容器包装リサイクル制度全体も多くの課題を依然として抱えていることも事実である。

このため、容り法の次期見直しまでに、優れた材料リサイクル事業者の育成や市町村の分別収集量の増加方策など、制度全体の質の向上を図りつつ材料リサイクル手法の質も向上する措置について、導入可能なものから順次その具体化を図り、その成果をフォローアップしていくとともに、引き続き残された中長期的な課題について議論を深めることが必要である。

その上で、容り法の次期見直しの際には、上記のフォローアップや中長期的な課題についての議論の結果に基づき、各リサイクル手法の再商品化製品やその利用製品に関する生産量、販売量、市場価格等の客観的データも整理した上で、環境負荷低減と資源の有効利用、経済コスト、わかりやすさ等の観点も踏まえ、材料リサイクル手法の優先的取扱いが、循環型社会構築の推進、社会全体のコストの低減、すべての関係者の協働といった容り法の趣旨・目的の背景となっている考え方に照らして、現行の取扱いが関係者の十分な理解と納得を得ることができるかどうか、以下に述べる燃料利用の在り方とともに検討を行い、その結果に応じて、プラスチック製容器包装の再商品化手法の在り方を根本から再検討すべきである。

(修正理由)

- (1) 材料リサイクル手法の落札単価が低減したのは、上限価格を設定した 18、19、20 年度の 3 年間で、その後は 20 年度 73,379 円 / トン、21 年度 77,725 円、22 年度 74,498 円と、低減しているとはいえません。
- (2) 上の○の(4)「廃止に向け、段階的に縮小していく」の修正に見合った修正をお願いします。

燃料利用については、同手法の導入当初に想定されていた、材料・ケミカル両リサ

イクル手法では容器包装プラスチックの全量が処理しきれない事態が生じる恐れが当面見込まれない中で、~~敢えて循環基本法の中で再生利用（リサイクル）より優先度が低い~~⁽¹⁾熱回収（サーマルリカバリー）を導入することは、現に機能している材料・ケミカル両リサイクル手法を経済コスト面から事実上廃止に導きかねないおそれがあることに留意が必要である。また、単に熱回収のためだけであれば、そもそも分別の手間や経済コストをかけて容り法の下でリサイクルしなくても、可燃ごみとともに収集して廃棄物処理施設で熱回収をすれば効率の面では劣るもののそれでも十分ではないかとの批判がなされることも考えられる。このため、容り法の次期見直しまでの間は現状の取扱いを継続し、緊急避難的でない燃料利用の導入については、こうした点も踏まえつつ、まずは現状を把握して課題の整理等を行った上で、十分に議論をしていくことが必要である。

なお、一部のケミカルリサイクル手法について、燃料利用との比較でその位置付けに議論があったが、高炉還元剤化法は微粉炭等を代替する容器包装プラスチックが鉄鉱石中の酸素を奪うための化学原料として用いられており燃料利用と区別して扱うことでよいと考えられるものの、油化やガス化のうち生成された油やガスをそのまま燃焼させているものについては燃料利用と同等に扱うことが適当であるとも考えられるところ、この点についても容り法の次期見直しの際に最終的な結論が得られるよう、十分に議論をしていくことが必要である。

（修正理由）

（１）循環基本法では、優先順位を示しているものの、「環境負荷低減にとって必要であることが最大限に考慮されなければならない」とされている。そのため、環境負荷の検討（ＬＣＡ分析）を行ってきた。

経済財政諮問会議「循環型経済社会に関する専門調査会」（委員：東京大 小宮山宏、京都大 植田和弘、岡山大（当時）田中勝の各教授等）の平成１３年中間取りまとめでは、「マテリアルリサイクルをサーマルリサイクルより優先するために、その向上が自己目的化し、合理的と思われぬコストとエネルギーをかけている分野や、経済的価値が低い劣化品の生産が行われている場合がある」と指摘されている。

東京都廃棄物審議会（会長：田中勝）の平成１６年報告書では、「プラスチックの種類別に分別することが困難なものや、汚れが付着しているもの、アルミ蒸着等の複合素材などは材料としてのリサイクルは難しい。資源の保全、環境の負荷、経済性の面でマテリアルリサイクルに適さない場合は、サーマルリサイクルを行い・・・」と述べられている。

ＥＵ委員会の２００９年報告書によれば、２００７年におけるプラスチック製容器包装の直接焼却・熱回収によるサーマルリカバリー率は、ドイツ３４．７％、フランス６０．５％、オランダ５７．４％である。ＥＵがサーマルリカバリーを積極的に採用している理由、背景を調査して参考にすべきと考えます。

以上のことから、ここで、優先順位を強調することは妥当性を欠くものと

考えます。

(2)当面の課題と今後のプラスチックリサイクルの在り方

容り法の次期見直しまでの間に、下記 から までに掲げる事項について検討を重ね可能なものから順次導入を図り、それを踏まえ に掲げる事項についても整理を行うべきである。

①平成23年度以降の入札に反映させるべき措置

可能な限り平成 23 年度から入札制度について以下のような措置を講じていく方向で作業を進めるべきである。

a) 優先的取扱いにおける上限の設定

容り法の次期見直しの際に現行の取扱いを見直すことを前提に、引き続き、容り法の次期見直しまでの間は、材料リサイクル手法の優先的取扱いの総量に上限(優先枠)を設けることとし、その量を市町村申込み量の~~50~~47.5%、24年度は45%、25年度は42.5%とする。

(修正理由)

プラスチック製容器包装の再商品化手法のあり方を抜本的に見直す容り法の次期見直しまでの間に、無駄な投資が行われないように優先枠を運用する必要があるため、優先枠を段階的に縮小することとする。

22年度の材料リサイクル落札結果によれば、モデル事業を含むと全体の52.3%と優先的取扱い分の50%と一般枠で2.3%を落札している。モデル事業を除くと、全体の52.6%と一般枠で2.6%を落札している。

こうした状況を踏まえ、一般枠による落札シェア相当分である2.5% $([2.3\% + 2.6\%] \times 1/2 = 2.5\%)$ ずつ縮小する必要があります。

b) 優先枠の運営における総合的な評価の深化

優先枠の設定を通じて競争的環境が導入されることにより再商品化の質の向上がおろそかになることを防ぐなど、適正な再商品化の取組を確保するために導入した総合的な評価については、基本的な構造は維持しつつも、優先事業者間の取組の差が評価結果により明確に反映され、優良な事業者の育成につながるよう、取組の有無の評価から取組内容の程度の評価へ深化するなど、評価方法の一層の定量化を図ることとする。また、平成 22 年度入札で実施しなかった異物、汚れ等の除去割合や利用先名

公表については、優先事業者の取組実態や評価方法を把握・整理した上で、評価項目として早期導入を目指す。

総合的な評価の結果が相対的に高い優先事業者が、他の優先事業者に対し入札競争上有利に働く現行の措置については、その反映の程度をより強くするとともに、平成22年度入札時に導入した優先枠設定に係る激変緩和措置は廃止する。

c) 材料リサイクル手法に適したベール選択の容易化

ベール品質の影響を受けやすい材料リサイクル手法を用いる優先事業者において、同手法に適したベールが可能な限り処理されるよう、容リ協会が従来から公表しているベール品質表示に新たな項目を追加すること等により、全入札者が入札時の判断をより適切に行えるように工夫する。

d) 入札上限価格の見直し

リサイクルシステムの効率化を図りつつも、材料リサイクル手法のより一層の高度化を図るため、入札上限価格が異常値排除としての本来の役割を果たすよう仕組みを見直す。

②措置・仕組みの導入に向け更に検討が必要な事項

これまでの議論を踏まえ、プラスチック製容器包装リサイクル全体の質の向上を図りつつ、材料リサイクル手法の質を向上させるために取り組むべき課題に対応するため、以下のような措置・仕組みの導入に向け、検討を進めるべきである。

e) 関係者間の対話を通じた環境配慮設計・見える化の推進

容器包装の製造時の環境配慮設計と分別排出・収集を容易にする表示の工夫を進めることが可能かどうか検証するため、まずは、これらの課題について特定事業者、再商品化事業者、再商品化製品利用事業者、市民、市町村等の関係者が個別具体の事例を元に意見を整理する場を容リ協会が設けることとする。

f) 再商品化製品利用製品の販路の拡大

再商品化製品利用製品の需要拡大が再商品化事業者のコスト構造を改善し、ひいては容リ制度全体の効率性の改善につながることから、グリーン購入法への再商品化製品利用製品の積極的な導入、制度関係者での積極的な利用促進や材料リサイクル製品のニーズの調査など、上記議論の場も活用しつつ、具体的な措置を検討する。

g) 市町村におけるプラスチック製容器包装の分別収集量の増加方策

容器包装プラスチックの一層の分別の徹底や、容リ法未参加自治体の参加を促すなど、収集量増加に向けた方策等可能なものについては速やかに検討に着手し導入をしていく。また、市民の更なる理解を得ていくことが重要であることにも鑑み、容リ制度で併せて再生利用することに適した容器包装以外のプラスチックを容リ制度で一括して収集する仕組み等、容リ制度の対象範囲についても、リサイクル費用の在り方も含め、引き続き検討していく。

h) 市町村によるリサイクル手法の選択

市町村による質の高い分別収集を促進するという方針と整合性のとれた形で、市町村が再商品化手法を選択できる仕組みの導入が可能か検討する。

i) 地域循環への配慮

再商品化事業者の入札結果の決定にあたり、事業者の活動を著しく阻害することや社会的コストが著しく増加することがないように留意しつつ、各地域の分別基準適合物が当該地域から極端に離れた場所で処理されることがないように配慮する仕組みの導入が可能か検討する。

j) 複数年契約

リサイクルシステムの効率性や公平性、安定性を維持しつつ、分別収集の高度化、リサイクルの質の向上、リサイクル事業者の経営と設備の高度化等を進める観点から複数年契約の仕組みが有意義かどうか、また、実際に導入可能かどうかを検討する。

③施策の方向性も含め今後更に検討が必要な事項

容リ法の次期見直しの際に行う根本からの再検討が十分なものとなるよう、以下の中長期的な課題について議論を深め、検討を進めるべきである。

k) システム全体の効率性の向上

リサイクルシステムの高度化を維持しつつ、システム全体の効率性が改善されるよう、リサイクルの質の向上のための技術開発を始め、どのような工夫が導入可能かどうか調査を進め、論点を整理する。

1) RPF 等の燃料利用の実態把握

容り法の次期見直しの際に、緊急避難・補完的でない燃料利用の導入の是非について十分な議論ができるよう、まずは、RPF 等の燃料利用の実態を把握し、課題を整理する。また、関連データを収集するため、プラスチック製容器包装を原料とした R P F 等の実証試験を 2 3 年度から実施する。

(修正理由)

プラスチック製容器包装を利用した R P F 等に関するデータがほとんどないので、容り法の時期見直しの議論に間に合うように、早急に実施する必要があります。

④容器包装以外も含めたプラスチック全体のリサイクルの在り方について

プラスチック全体のリサイクルの在り方については、容器包装以外も含めたプラスチック全体の処理の現状と課題の整理を別途議論している体制と連携を保ちつつ、~~プラスチック全体のリサイクルの在り方について、~~容器包装リサイクル制度を審議する場とは別の場で、容器包装リサイクル法の次期見直しまでに一定の整理を行う。

(修正理由)

この議論は、容器包装リサイクル法の枠外で行うべき議論であって、本合同会合の審議事項を越えるミッションであるので、別の審議会等で取り扱う必要があります。